

年金相談Q&A

Q

加給年金額とは何ですか？

また、加給年金額が支給停止となるのはどんなときですか？

A

加給年金額とは、老齢厚生年金（年金額の算定の基礎となる厚生年金被保険者期間が20年以上のもの）または障害厚生年金（障害等級が1級または2級に該当するもの）の受給権者によって生計を維持されている配偶者や子^{*}がある場合に、受給権者の老齢（障害）厚生年金に加算される額のことです。

※対象となる配偶者や子には、年齢や障害状態等の一定の条件があります。

加給年金額は、加給年金額対象者が一定の年齢に達したときや亡くなられたときなど、一身上の異動があったときに、加算が終了します。

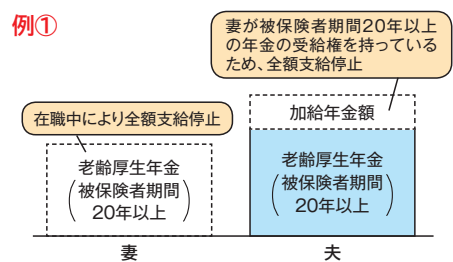
また、配偶者に対する加給年金額については、配偶者が以下の①②のいずれかに該当するとき、全額支給停止となります。

【配偶者に対する加給年金額の支給停止要件】（加給年金額の対象となる配偶者を妻と仮定しています。）

- ① 老齢（退職）を給付事由とする年金（年金額の算定の基礎となる厚生年金被保険者期間が20年以上のもの）の受給権を有するとき
- ② 障害を給付事由とする年金の支給を受けることができるとき

妻が支給停止要件①に該当する場合、例①のように、妻の年金が全額支給停止されている場合（在職中による年金の支給停止など）でも、加給年金額は全額支給停止となります。

例①

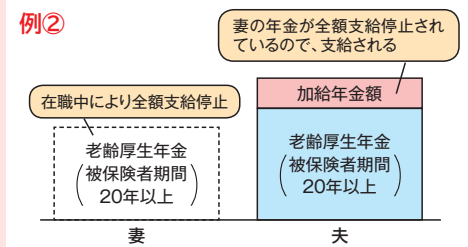


年金豆知識

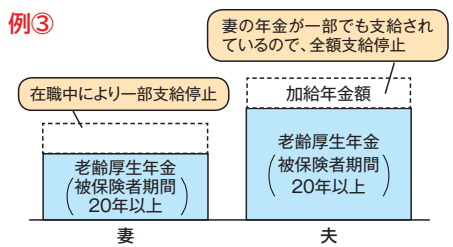
令和4年3月までの配偶者に対する加給年金額の支給停止の仕組み（加給年金額の対象となる配偶者を妻と仮定しています。）

令和4年3月までは、妻が支給停止要件①に該当する場合でも、例②のように、妻の年金が全額支給停止（在職中による年金の支給停止など）されていれば加給年金額は支給される一方で、例③のように、妻の年金が一部でも支給されていれば加給年金額は全額支給停止されていました。

例②



例③



つまり、例②のように賃金が高く年金が全額支給停止されている妻がいる場合には加給年金額が支給される一方で、例③のように賃金が低く年金が一部支給されている妻がいる場合には加給年金額が支給されないという不合理が生じており、その解消のため令和4年4月から制度が改正されました。

注：令和4年3月31日時点で例②に該当する場合等は、経過措置として、一定の条件を満たす間は令和4年4月以降も加給年金額が支給されることとなっています。

加給年金額については、当共済組合ホームページに掲載しています。

☞ トップページ ➡ 共済制度について ➡ 年金制度について ➡ 年金のしくみ ➡ 老齢の年金のしくみ ➡ 65歳からの年金のしくみ をクリック

